

府政共生第 718 号  
平成 26 年 8 月 7 日

薬物乱用防止対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長  
法務省刑事局公安課長  
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

合法ハーブ等と称して販売される薬物等（危険ドラッグ）の問題については、『いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策』について」（平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 643 号）により通知した、「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、政府一体となって、この種薬物の乱用の根絶を図るための取組を強力に推進しておりますが、「合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について」（平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 644 号）により通知したとおり、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる新たな「危険ドラッグ」の呼称名が選定・公表されたことを踏まえ、薬物乱用対策推進会議において、別添 1、2 のとおり、上記緊急対策を一部改正したところです。

青少年が危険ドラッグの乱用等の非行に陥りやすい夏休み期間を迎えていますが、危険ドラッグの多くは違法な薬物であり、人体に大きな影響を与えるとともに、事件・事故を起こして人を傷つけるおそれのある極めて危険な薬物であるということを国民に正しく認識いただくことが極めて重要です。

各位におかれましては、今回の上記緊急対策及びその一部改正の趣旨を御理解の上、薬物乱用対策推進地方本部会議の定期又は臨時開催等を通じて、管下の関係部局（課）及び管内市町村、関係団体等に対し、緊急対策及びその一部改正の趣旨を改めてご周知いただき、危険ドラッグの危険性についての正しい認識の周知徹底とこの種薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向して、下記事項に留意して、一丸となって、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進されますよう、宜しくお願い致します。

記

#### 1 関係機関等の情報共有・連絡調整等の充実強化

本緊急対策に係る取組の実施等に際しては、薬物乱用対策推進地方本部を構成する国・地

方公共団体等の関係部局が、地域における青少年健全育成推進本部等の総合調整組織や交通対策協議会等の各種連絡会議等との連携を強化して、情報共有・連絡調整等を十分に行い、夏休み期間等の節目となる機会を最大限に活用して、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、危険ドラッグの危険性についての正しい認識の周知徹底とこの種薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向した広報啓発活動を徹底する必要があります。

このため、夏休み期間中の各種青少年の非行・被害防止に係る取組、青少年の安全で安心なインターネット利用環境整備に係る取組等については、これらの機会を目的意識的に連動させて活用して、危険ドラッグの危険性に対する正しい認識についての広報啓発活動や青少年が危険ドラッグの販売店舗等に入店しないようパトロール等を重点的に行うなど、対象特性を踏まえた訴求性の高い取組に努めていただきますようお願い致します。

とりわけ、危険ドラッグを使用して交通事故等に至る事例が後を絶たないことから、秋の交通安全運動等の期間中はもとより、各種交通安全活動に際しては、危険ドラッグの乱用に起因する運転の悪質性・危険性に対する広報啓発活動等、事故や犯罪の抑止に資する取組に十分に御配意をお願い致します（別添3「平成26年秋の全国交通安全運動における『危険ドラッグ』の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推進について（依頼）」参照）。

## 2 保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及促進

青少年による危険ドラッグの乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠ですが、このためには、まず、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援、及び広報啓発活動等にあたる指導者等に対して、危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要があります。

とりわけ、スマートフォンを始めとして、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、その利用が長時間化する中で、インターネットを利用する青少年が保護者の気づかない使い方をして違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリング等の徹底、保護者と子供による家庭・地域におけるルール作り等を促すとともに、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知する必要があります。

このため、保護者や指導者等において、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことなく、また、青少年やその家族からの相談等に際しても、青少年のインターネット利用の実態等を踏まえたより適切な対応が図られるよう、青少年の保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対し、別添1～4及び注1～6等を活用して、積極的な情報提供に努めていただきますようお願い致します。

また、インターネット上で危険ドラッグに関する違法・有害情報を確認した場合に、的確な対応がなされるよう、関係機関の相談窓口や一般社団法人セーフターインターネット協会

(SIA、注5参照)等の民間団体等の役割の周知を図るとともに、これらの民間団体等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、必要な支援に御配慮をお願い致します。

なお、これらの取組に際しては、提供された情報等の定着度を確認してその理解を深めさせる機会の提供に配慮するなど、保護者や地域の指導者等が、インターネット上での乱用・販売等の実態を含め、危険ドラッグに関する最新の知識・情報を踏まえて、主体的に問題意識を共有し、その対応に適切に反映できるよう、定着度の向上に重点を指向した持続的な支援につきましても、御配慮をお願い致します。

### 3 関係機関等の相談・支援窓口及び各種取組等の周知徹底

各種運動・月間等に係る広報啓発に際しては、緊急対策等を踏まえ、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口等の周知徹底に努めるとともに、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための制度的な枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、継ぎ目なく、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努めていただきますようお願い致します。

別添1 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要

別添3 平成26年秋の全国交通安全運動における「危険ドラッグ」の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推進について（依頼）

別添4 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

注1 政府広報オンライン（特集：薬物対策）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>

注2 平成26年度「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の開催について

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h26/index.html>

注3 平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka\\_g.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf)

注4 保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

注5 一般社団法人セーフラインインターネット協会ホームページ

<http://www.safe-line.jp/>

注6 薬物問題相談窓口（内閣府ホームページ）

[http://www8.cao.go.jp/souki/drug/inquiry\\_counter.html](http://www8.cao.go.jp/souki/drug/inquiry_counter.html)

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

総合調整第一担当 河村（薬物乱用対策担当）

T E L 03-5253-2111（内線 38257）

03-6257-1442（直通）

F A X 03-3581-1609